

鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、物価高騰の影響を受ける農業経営者に対し、農業経営収入保険への加入を促進するために、その保険料の一部を補助することで、自然災害や市場価格の下落による収入減少のリスクを軽減し、もって安定した農業経営及び持続的な営農を図ることを目的とする。

2 補助金は、事後申請型補助金等として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市に住所を有する農業経営者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和8年1月1日以降に保険期間が開始される農業経営収入保険（栃木県農業共済組合（以下「共済組合」という。）が農業保険事業として行う農業経営収入保険をいう。以下同じ。）の加入の申込を行い、かつ、当該申込に係る保険料を共済組合に支払った者

(2) 令和9年1月1日以降に保険期間が開始される農業経営収入保険の加入の申込を行い、かつ、当該申込に係る保険料を共済組合に支払った者（前号に掲げる者を除く。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農業経営収入保険の保険料及び付加保険料（以下「保険料等」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とし、上限額を5万円とする。

2 補助金の交付は、1農業経営者につき1回とする。

(交付申請及び補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、共済組合が有する収入保険の加入状況及び保険料等の納入状況を開示することに同意する場合、次に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 農業経営収入保険に加入したことを証明する書類等
- (2) 保険料等を納めたことを証明する書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の請求は、前項の規定による申請（以下「申請」という。）をもって、請求書が提出されたものとする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

- (1) 補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
- (2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
（請求の取扱い）

第8条 交付決定がされた場合は、当該交付決定をした日に第6条第2項の請求（以下「請求」という。）がされたものとみなす。

2 補助金を交付しない旨の決定がされた場合は、請求は、当初からされなかったものとみなす。

（権利譲渡の禁止）

第9条 補助金の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。ただし、当該権利を譲渡することについて特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の取消し等）

第10条 市長は、規則第29条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

4 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条第1項に定めるところによる。

5 市長は、保険期間の中途において補助事業の対象となった農業経営収入保険を解約したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に係る様式、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
 申請者 氏 名 印
 電話番号

鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 2 1 条第 1 項及び第 2 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請（請求）します。なお、申請（請求）に当たり、同規則及び鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要領を遵守する旨を申し添えます。

補助金申請（請求）額	円	
補助対象経費の額 （保険料及び付加保険料）	円	
個人情報に係る同意	私は、補助金の交付事務を処理する範囲において、鹿沼市が栃木県農業共済組合から、本申請に係る私の情報を取得し、使用することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。 <u>※どちらかを☑してください。</u>	
添付書類	①農業経営収入保険に加入したことを証明する書類等 ②保険料等を納めたことを証明する書類等 <u>※個人情報の取得等に同意した場合は、添付不要です。</u>	
振込先	金融機関名	支店名
	預金種目 普通 ・ 当座	口座番号
	口座名義人（カタカナで記入してください。）	
備考		

補助金等交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長

印

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金の交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第22条第2項の規定により通知します。

交付対象者	住 所	
	氏 名	
交 付 額	金 円	
条 件	1 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたと認められた場合は、交付額が減額されること。 2 交付額が減額された場合は、減額された相当額を返還すること。	

補助金等不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長

印

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金の交付については、次のとおり交付しない旨を決定したので、鹿沼市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要領第7条の規定により通知します。

不交付決定の 対象者	住 所	
	氏 名	
不交付決定 の理由		

（注意事項）

この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません